全Ｌ協　ひな型

案

体積販売の場合の交付書面の例

文中に別と記載している周知文書・料金表は、各社で作成されますようお願いいたします。

|  |
| --- |
| **◎　内容を十分にお読みください。** |

**ＬＰガス販売に関する重要なお知らせ**

この書面は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」という。)第１４条並びに特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という)第４条及び第５条に規定する事項をお知らせいたします。

十分にお読みの上で、大切に保管をお願いいたします。

**１．液化石油ガスの種類**

供給する液化石油ガス(以下「ＬＰガス」という。)は、「い号液化石油ガス」です。

**２．ＬＰガスの引渡・供給の方法及びＬＰガス料金**

ＬＰガスを充填した容器をガス切れのないように配送・交換し、供給設備に接続し、供給します。また、バルク供給の場合は、お客様のガス使用量に応じてバルク貯槽にＬＰガスを充填します。

ＬＰガス料金については別の料金表に示しております。

**３．供給設備及び消費設備の管理の方法**

(１)　お客様の保安責任

お客様は、ガスメータ出口からガス機器等までの消費設備について、善良な管理者の注意をもって、日頃の安全維持管理をお願いいたします。具体的には、お客様がＬＰガスをご使用になる場合は、本書面と別にお渡しする「周知文書」に記載されている保安に関する注意事項を遵守されるようにお願いいたします。

この周知文書に記載した注意事項に反して生じた事故・災害の責任は、原則として、お客様に帰することとなりますのでご注意をお願いいたします。

(２)　当社(店)の保安責任

容器からガスメータ出口までの供給設備は、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関が定期的に点検を行い、その維持管理について責任を負います。

(３)　その他のお願い

①お客様の敷地内にある供給設備について、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関以外の者によって、みだりに変更等を加えないようにご注意をお願いいたします。もし、第三者による供給設備の変更・損壊・移動等が発生した場合は、当社(店)まで速やかにご連絡くださるようお願いいたします。

②お客様がＬＰガス機器を新たに設置される場合は、安全管理の観点から当社(店)に必ずご連絡をお願いいたします。

**４．ＬＰガスの供給にかかる保安業務の実施者とその責任**

(１)　保安業務の実施者及び責任

ＬＰガス供給にかかる保安業務については、当社(店)が自ら実施するか、または、次表に記載した当社(店)が委託する保安機関が責任を持って実施します。

保安業務区分とその実施者(社)

保安業務区分

|  |  |
| --- | --- |
| 保安業務の区分 | 業務の内容 |
| ①供給開始時点検・調査 | お客様がＬＰガスのご利用前、安全にご利用いただくためにＬＰガスの容器周りから配管を含めたガス機器までガス設備を一通り点検・調査を行います。 |
| ②容器交換時等供給設備点検 | ＬＰガスの容器の交換の際などに、転落転倒防止などの点検を行います。 |
| ③定期供給設備点検 | 原則として４年に１回、ＬＰガスの容器周りからガスメータまで正常にご利用いただける状態にあるか点検を行います。 |
| ④定期消費設備調査 | 原則として４年に１回、ガスメータ出口からガス栓、ガス機器、その他設備を安全にご利用いただける状態にあるか調査を行います。 |
| ⑤周　知 | 原則として２年に１回以上、ＬＰガスのご利用に伴う事故、災害の防止のため必要な事項をご案内します。 |
| ⑥緊急時対応 | ＬＰガスに関連する事故、災害発生の恐れ、または発生のご連絡をお受けした場合に適正な措置を行います。 |
| ⑦緊急時連絡 | ＬＰガスに関連する事故、災害発生の恐れ、または発生の場合に緊急連絡をお受けする機関、連絡先です。 |

保安業務実施者(社)　※　☑の保安機関が保安業務を実施します。

　①供給開始時点検・調査

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 保安機関の名称 | 住　所 | 電話番号 |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |

②容器交換時等供給設備点検

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 保安機関の名称 | 住　所 | 電話番号 |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |

③定期供給設備点検

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 保安機関の名称 | 住　所 | 電話番号 |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |

④定期消費設備調査

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 保安機関の名称 | 住　所 | 電話番号 |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |

⑤周　知

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 保安機関の名称 | 住　所 | 電話番号 |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |

⑥緊急時対応

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 保安機関の名称 | 住　所 | 電話番号 |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |

⑦緊急時連絡

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 保安機関の名称 | 住　所 | 電話番号 |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |
| □ |  |  | 平日(○～○時) |
|  |
| 夜間・休日等(○～○時) |
|  |

(２) ＬＰガス設備の点検・調査

ＬＰガス設備の点検・調査の実施に際して、お客様が不在の場合は、不在連絡票を発行しますので、点検・調査希望日のご連絡をお願いします。なお、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関が３回訪問してもご不在の場合は、お客様のＬＰガス設備が技術上の基準に適合しているか確認が取れませんので、お客様自身が自己責任で管理・使用されますようお願いいたします。

(３) 消費設備の調査結果

消費設備の調査結果は文書をもってお知らせいたします。その結果が、液化石油ガス法の技術上の基準に適合していない場合は、改善のお願いをさせていただきますので、速やかな改善をお願いいたします。なお、改善をしない場合は、災害の発生の恐れがあります。場合によっては、ＬＰガスの供給を停止することがありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

(４) ＬＰガス設備の点検・調査の拒否

ＬＰガス設備の点検・調査を拒否したり、お客様が改善を講じなかったために起こった災害などによる損害は、当社(店)では責任を負いかねます。また、保安上の理由によりＬＰガスの供給を停止した場合の損害も当社(店)では責任を負いかねます。何卒ご理解のほどをよろしくお願いいたします

(５)　緊急時の連絡先

当社(店)または当社(店)が委託した保安機関は、２４時間緊急体制をとっていますので、ガス漏れ等の災害の発生やその恐れがある場合は、直ちに「⑦緊急時連絡の欄の保安業務実施者(社)」にご連絡をお願いいたします。

**５．供給設備及び消費設備等の所有関係とＬＰガス販売契約解除時の取扱い**

(１)　供給設備の所有関係

お客様の敷地内に設置している供給設備(容器からガスメータ出口までの設備)は当社(店)所有のものです。

　供給設備一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 供給設備の名称・型式・数量等 | | |
| 名　称 | 型　式 | 数　量 |
| 容器 |  |  |
| 容器チェーン |  |  |
| 高圧ホース |  |  |
| 調整器 |  |  |
| 低圧ホース |  |  |
| ガスメータ |  |  |
| 配管一式 |  |  |
| その他 |  |  |

(２)　消費設備等の所有関係

以下の表に示す消費設備等を当社(店)の費用負担によって設置し、お客様にご利用いただいております。そのため、毎月のＬＰガス料金のうち設備料金として請求させていただいておりますのでご了承ください。

その設備料金は下記の一覧表の設置費用から算出しており、月額○○○円とさせていただきます。

当社(店)が所有する消費設備一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 数量 | 設置年月日 | 設置費用 | 備　考 |
|  |  |  | 円 |  |
|  |  |  | 円 |  |
|  |  |  | 円 |  |
|  |  |  | 円 |  |
|  |  |  | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

(３)　設備の転貸・売却の禁止

当社(店)の所有の設備を利用して、他のＬＰガス販売事業者からＬＰガスを購入することはできません。また、その設備をお客様が転貸・売却することはできませんご注意をお願いします。

(４)　ＬＰガス販売契約解約時の取扱い

お客様ご本人から当社(店)にＬＰガス販売契約の解約の申し出があった場合は、当社(店)は原則として、一週間以内に供給設備を引き取ることといたします。この場合の引き取り費用はお客様の負担となります。

また、未払いのガス料金、当社(店)所有の消費設備等がある場合はその清算等に要する諸費用をお支払いいただくことが引き取りの条件となります。

ただし、次の場合は、供給設備をお客様の敷地内等に引き続き置かせていただくことがあります。

①お客様に設置されている供給設備が、他のお客様へもＬＰガス供給をしている場合(小規模導管供給・集合住宅等)

②当該設備が、業務用等の大規模な設備の場合であって、撤去に日数を要する場合

③その他、当該設備を引き続き設置することをお客様が同意した場合

(５)　ＬＰガス供給設備の買取り

お客様が、供給設備の買取りを希望される場合は、「時価相当額」で買い取っていただきます。

(６)　消費設備の清算・供給設備等の買取り計算式

ＬＰガス販売契約の解約などによる、消費設備の清算または供給設備等の買取りは「時価相当額」で買い取っていただきます。

「定額法による時価相当額」の計算方法は、以下の通りとなります。

　　　時価相当額　＝　Ａ　－　(Ａ×　償却率）　×　経過月数　÷　１２

　注１：Ａとは供給設備の設置当初の費用である。

　注２：上記の計算方法は。定額法であり、償却率は機器の耐用年数により異

　　　　なります。

　注３：定率法やその他の方式により、時価相当額を明示する場合は、別途

　　　　お知らせいたします。

**６．供給設備及び消費設備等についての費用負担**

お客様のご事情により、供給設備及び消費設備等の変更・修繕・撤去等に要する費用については、お客様にご負担をお願いいたします。

なお、それらの費用については別途お見積りさせていただきます。

**７．ＬＰガスの計量の方法、料金とその支払方法**

(１)　メータ検針による料金計算による請求

計量法に基づき、ガスメータに表示されたガス通過量を定期的に検針し、ガス使用量に応じた料金を別に交付する「ＬＰガス料金表」に基づき請求いたします。

期日までにガス料金を所定の方法(口座自動振替、現金、クレジットカード、振込)により、お支払いをお願いいたします。

また、前記の「ＬＰガス料金表」は、本書面と同時に交付いたします。その後、仕入れ価格などの変動や社会情勢や経済情勢等により、値上げまたは値下げする場合は、その都度、理由を付して変更となる「ＬＰガス料金表」を事前(原則１か月前)に交付いたしますので、大切に保管をお願いいたします。

ＬＰガス料金等の支払いを○か月以上滞納された場合には、ＬＰガスの供給を停止させていただく場合がございますので、ご理解のほどお願いいたします。

(２)　ＬＰガス料金の計算方法

毎月お支払いいただくＬＰガス料金は下表のとおり三部料金制(基本料金、従量料金、設備料金)により構成しており、これらを合算してご請求させていただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 料金説明 | 料金に含まれる費用 |
| 基本料金 | ＬＰガスの使用に関係なく一律お支払いいただく料金です。 | 供給設備の償却費、賠償責任保険  料、保安管理費用、管理費用(検針･集金料）、ガス漏れ警報器※など  ※基本料金に含まれている場合  があります。 |
| 従量料金 | ＬＰガスの使用料に応じてお支払いいただく料金です。 | 仕入代金、配送費、販売経費など |
| 設備料金 | ガス機器等ＬＰガスを消費する場合に用いられるものの利用に応じてお支払いいただく料金です。 | ガスメータの出口からガス機器までの配管設備等や、ガス機器本体の貸付料金、ガス漏れ警報器※など  ※設備料金に含まれている場合  があります。 |

(３)　ＬＰガス料金の支払い方法

ＬＰガス料金等の支払いは、口座自動振替・集金・クレジットカード・お客様による振込、その他の方法でお願いします。(消費税は別途加算させていただきます。)

支払日につきましては、毎月○○日(自動振替の場合で振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。

**８．防災等についてお願い**

(１)　火災の発生の場合

火災が発生した場合は、直ちに容器バルブを閉めて、消防署員等の関係者に容器の位置をお知らせしてください。また、当社(店)にもご連絡をお願いいたします。また、お客様の近隣で火災が発生した場合も同様の対応をお願いいたします。

(２)　地震が発生した場合

地震が発生した場合は、まず身の安全を確保し、揺れが収まってからあわてずに使用中の火を消し、容器バルブを閉めるようお願いいたします。なお、大きな地震が発生した場合は、ガス配管やガス機器からガス漏れの恐れがありますので、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関の点検を受けてからご使用をお願いいたします。

(３)　水害の恐れがある場合

水害が発生または恐れがある場合は、容器等が流されないようしっかりと固定されているかをお確かめください。流される恐れがある場合は、当社(店)にご連絡をお願いいたします。

なお、水害によって、容器、調整器、ガスメータ、配管等が冠水した場合は、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関の点検を受けてからご使用をお願いいたします。

**９．個人情報の取り扱いについて**

ＬＰガス供給の申込みの受付、工事、保安点検の際、ガス機器販売等の機会などの際、お客様の個人情報(氏名、住所、電話番号、振替口座番号、ガス機器種類等)のご提供を受けますが、これらの個人情報は次の目的に利用させていただきますのでよろしくお願いいたします。

①ＬＰガスの供給(配送、検針・集金等)を行うために利用

②ＬＰガスの設備工事を行うために利用

③液化石油ガス法に基づく次のＬＰガスの保安に関する業務を行うために

利用

・供給開始時点検・調査(お客様がＬＰガスのご利用前、安全にご利用いただくためにＬＰガスの容器周りから配管を含めたガス機器までガス設備を一通り点検・調査を行います。)

・容器交換時等供給設備点検(ＬＰガスの容器の交換の際などに、転落転倒防止などの点検を行います。)

・定期供給設備点検(原則として４年に１回、ＬＰガスの容器周りからガスメータまで正常にご利用いただける状態にあるか点検を行います。)

・定期消費設備調査(原則として４年に１回、ガスメータ出口からガス栓、ガス機器、その他設備を安全にご利用いただける状態にあるか調査を行います。)

・周知(原則として２年に１回以上、ＬＰガスのご利用に伴う事故、災害の防止のため必要な事項をご案内します。)

・緊急時対応(ＬＰガスに関連する事故、災害発生の恐れ、または発生のご連絡をお受けした場合に適正な措置を行います。)

・緊急時連絡(ＬＰガスに関連する事故、災害発生の恐れ、または発生の場合に緊急連絡をお受けする機関、連絡先です。)

④当社(店)または当社(店)が委託した保安機関の自主的な保安に関する業務の実施

⑤ガス機器、ガス漏れ警報器等の販売、設置、修理・点検、アフターサービス

⑥上記に関するサービス・製品等のお知らせ・案内、調査・データ分析

⑦その他、上記に付随する業務の実施

なお、業務を円滑に遂行するため、ＬＰガス容器の配送会社、ＬＰガス設備の保安点検会社、ＬＰガス工事会社、口座振替先の金融機関、検針センター、集金センター、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。そのため必要な範囲で委託先へ個人情報を提供する場合がありますが、その際に当社(店)は委託先に対し個人情報の取扱いに関する適切な監督を行います。

＊当社(店)が所有している情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等のご希望がある場合は、当社(店)までお知らせください。

＊法令に基づき行政機関等から問い合わせを受けた場合には、上記目的に限らず、お客様の個人情報を回答する場合があります。

**１０．ＬＰガスの使用に際してのお問い合わせ先について**

ＬＰガスのご使用に際して、ご不明な点やご質問、ＬＰガス料金の照会等ございましたら下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

また、当社(店)の営業活動等についてのご意見ご要望等につきましても下記までご連絡ください。寄せられたご意見等を社（店）内で共有させていただき、改善に取り組んでまいります。

連絡先

○○ＬＰガス販売

ＴＥＬ：000-000-0000

ＦＡＸ：000-000-0000

メール：ｘｘｘｘ＠ｘｘ．ｘｘ．ｊｐ

ＨＰ　：<https://●●●.●●.●●>

**１１.クーリング・オフ制度について**

(注)クーリング・オフ制度のお知らせについて

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の規定の対象のお客様は、ＬＰガス販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等に当たる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| クーリング・オフのお知らせ  １、お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から８日を経過するまでは、書面(下図参照) 又は電磁的記録(電子メール等)により、無条件で申し込みの撤回を行うこと及び契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、書面又は電磁的記録(電子メール等)による通知を発した時(郵便消印日付など)から生じます。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その代金が３，０００円未満のときは、クーリング・オフはできません。  ２、この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受けたまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。  ３、上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面又は電磁的記録(電子メール等)によりクーリング・オフすることができます。  下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入の上、販売店宛て郵送してください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 郵　便　は　が　き   |  | | --- | | 切手 |     　　　　　　　　　　　　　　住  　　　　　　　　　　　　　　所  　　　　　　　　　　　○  　　　　　　　　　　　○　　○  電　ご　ご　　　　○　販　　○  話　契　住　　　　○　売　　○  番　約　所　　　　課　株　　○  号　者　　　　　　御　式  名　　　　　　中　会  　　　　　 社 | 右  記　　　○　○　○　○　　　　契  　日　　　商　電　販　販　　　　約  　付　　　品　話　売　売　　　　日  　の　　　名　番　店　店　　　　令  契　　　・　号　住　名　　　　和  約　　　役　　　所　　　　　　○  は　　　務　　　　　　　　　　年  解　　　の　　　　　　　　　　○  除　　　種　　　　　　　　　　月  し　　　類　　　　　　　　　　○  ま　　　　　　　　　　　　　　日  す。 |   １、上述の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。  ２、そのほか、記入するものとしては、①商品等の金額、②支払った○○の金額の返金を要求する旨、③振り込み先、④既に受け取っている商品を早急に引き取ってもらうことなどを記入する。  ３、電磁的記録によるクーリング・オフについては当社のホームページ(https://●●●.●●.●●)をご確認ください。 |

**１２．販売事業者氏名とお客様氏名と書面の受領関係**

　　本文書を交付したのは、以下のＬＰガス販売事業者であり、本文書を十分に熟読・ご確認のうえ、受領欄に必要事項のご記入をお願いいたします。

　　なお、液化石油ガス法第１４条に基づく通知書(本文書)および液化石油ガス法第２７条に基づく周知文書の交付は、書面に代え電磁的方法(電子メール等)を利用することが可能となりました。当社(店)の担当者より詳細な説明をお聞きの上、ご承諾をお願いいたします。

　　・　１４条通知書　　□　承諾する

　　・　周知文書　　　　□　承諾する

　　・　メールアドレス

ＬＰガス販売の契約日(西暦)　　　　　　年　　　月　　　日

ＬＰガス販売事業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　 担当者氏名

住　所　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

お客様氏名 ()　　　　　　　　　　　お客様コード

※法人の場合は代表者氏名

住　所　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

受　領　日

　本文書において重要事項等の説明を受け、内容を承諾しました。

(西暦)　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞